

## 岡山県留学生交流推進協議会要項

(設置及び目的)

第1 岡山県内における外国人留学生の円滑な受入れの促進と交流活動の推進を図るとともに、地域住民の国際理解の増進に寄与するため、岡山県留学生交流推進協議会（以下「推進協議会」という。）を置く。

(事業)

第2 推進協議会は、第1に掲げる目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 留学生の受入れの推進
- 二 留学生勉学条件及び生活環境の整備
- 三 留学生と地域住民との交流の推進
- 四 地域住民に対する広報活動
- 五 その他推進協議会の目的達成に必要な事業

(構成)

第3 協議会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- 一 岡山大学長
- 二 高等教育機関の長 各1名
- 三 国の機関及び地方公共団体の長 各1名
- 四 経済団体の代表者 各1名
- 五 岡山県国際交流協会の代表者 1名
- 六 国際交流団体の代表者 各1名
- 七 その他推進協議会が必要と認めた者 若干名

2 前項の構成員は、議長が委嘱する。

(議長)

第4 推進協議会に議長を置き、岡山大学長をもって充てる。

2 議長は、推進協議会を招集する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する構成員が、その職務を代行する。

(構成員以外の者の出席)

第5 議長が必要と認めたときは、構成員以外の者を推進協議会に出席させることができる。

(運営委員会)

第6 推進協議会の円滑な運営を図るため、岡山県留学生交流推進協議会運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は別に定める。

(事務)

第7 推進協議会の事務は、岡山大学国際部留学交流課において行う。

(雑則)

第8 この要項に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成3年3月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成4年4月10日から施行する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年12月2日から施行し、平成26年7月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和2年3月31日から施行し、平成31年4月1日から適用する。